

第 1 章

総論

第1章 総論

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

東大和市は、平成18年5月、障害者基本法に基づく障害者計画を包含する「第三次東大和市地域福祉計画」（計画期間：平成18年度から平成22年度）を策定し、また、平成19年3月には、障害者自立支援法に基づく「第1期東大和市障害福祉計画」（計画期間：平成18年度から平成20年度）を策定し、これらの計画により障害者施策を推進いたしました。

平成21年3月、第2期東大和市障害福祉計画を策定するに当たり、障害者計画と障害福祉計画を一体的な計画として、「第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画」（計画期間：平成21年度から平成23年度）を策定しました。

その後、平成24年3月に、「第2次東大和市障害者計画・第3期東大和市障害福祉計画」（計画期間：平成24年度から平成26年度）を策定、平成27年3月に、「第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画」（計画期間：平成27年度から平成29年度）を策定し、障害者施策を推進してまいりました。

平成28年に児童福祉法が改正され、障害児福祉計画の策定が義務付けられたため、計画期間終了に当たって、「第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画」と「第1期東大和市障害児福祉計画」を一体的な計画として、「東大和市障害者総合プラン」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

（1）第4次東大和市障害者計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく計画です。

（2）第5期東大和市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項の規定に基づく計画です。

（3）第1期東大和市障害児福祉計画

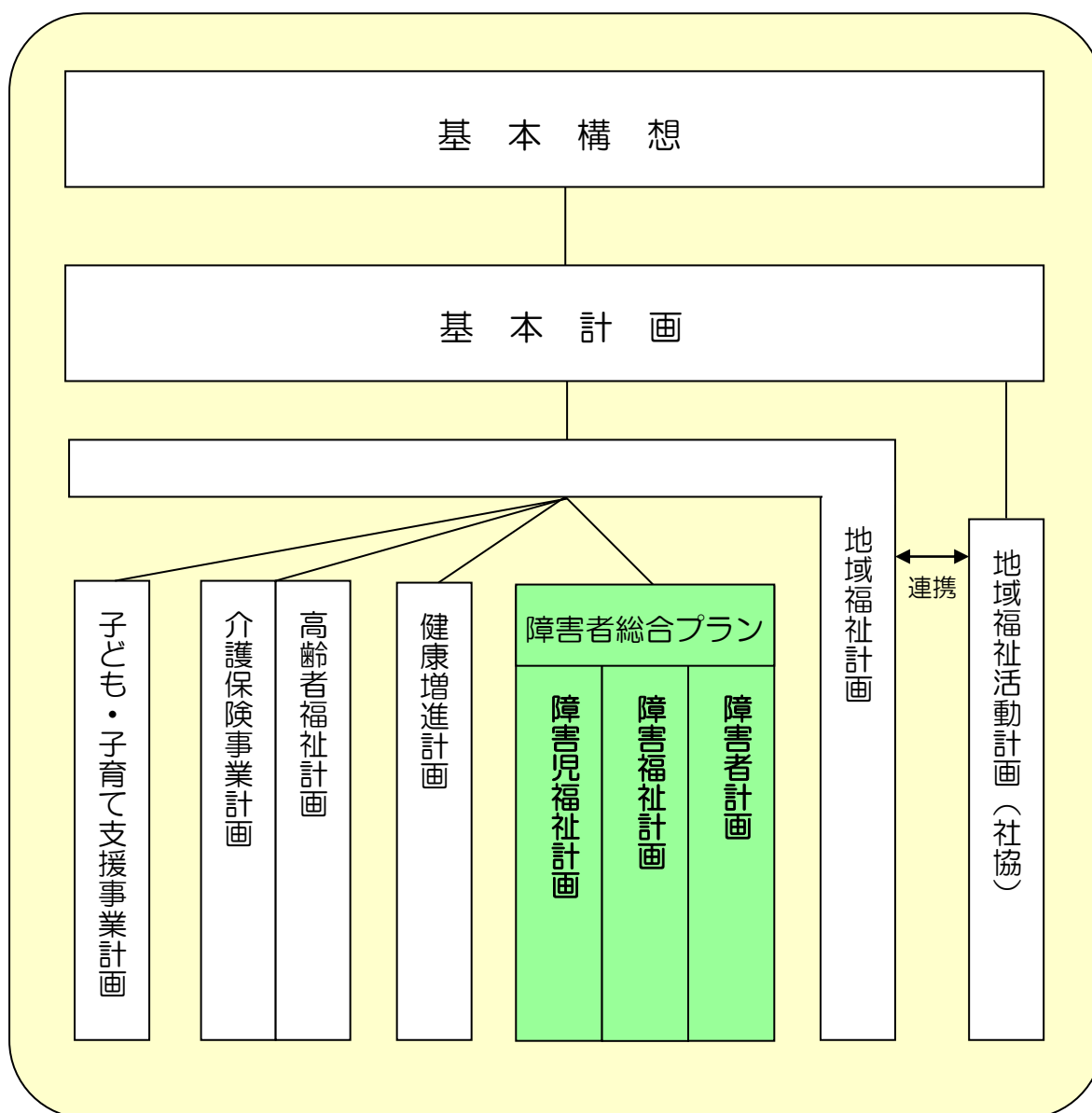
児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく計画です。

東大和市障害者総合プラン（第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画）は、東大和市第二次基本構想に即し、第五次地域福祉計画と調和を図り策定します。なお、第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画は、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る国の基本的な指針に即し、かつ障害（児）福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方を踏まえた数値目標等を内容とするものです。

3 計画の期間

東大和市障害者総合プラン（第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画）は、障害児・者に係る計画として一体的に策定することから、障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための国の基本的な指針に定める計画策定期間、期間及び見直し時期の規定と整合を図り、計画期間を平成30年度から平成32年度の3か年とします。なお、次期の計画である東大和市障害者総合プラン（第5次東大和市障害者計画・第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画）については、計画期間を平成33年度から平成35年度の3か年とし、平成32年度中に策定します。

障害者総合プランと他の計画との関係図



第2節 計画策定の背景

1 障害者に関する施策の動向

(1) 障害者基本法

障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定めた法律で、昭和45年に議員立法により制定され、平成5年の改正で法律名も「障害者基本法」となりました。

平成16年の改正により、国・都道府県・市町村は、「障害者基本計画」を策定しなければならないこととされました。

平成23年の改正により次の事項が定められました。

- ①「障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができ
る社会の実現」が法の目的として新たに規定されました。
- ②「障害」の範囲について、発達障害や難病などに起因する障害が含まれることを明確
化する観点から、精神障害に「発達障害を含む。」と定義し、難病などに起因する障害
については「その他の心身の機能の障害」に含むものとして整理されました。
- ③障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図るに当たって旨とするべき事項とし
て、地域社会における共生、コミュニケーション手段の選択の機会の確保が、新たに
規定されました。
- ④障害者の福祉に関する基本的施策は、近年の障害者施策の動向を踏まえ、医療、介護、
教育、公共的施設のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化、相談等
について見直しがされたほか、療育、防災及び防犯、消費者としての障害者の保護、選
挙などにおける配慮、司法手続きにおける配慮などの規定が新設されました。

(2) 障害者自立支援法

平成15年4月、支援費制度が導入され、障害者福祉サービスは、「措置制度」から、「契
約に基づく制度」に大きく変更されました。しかし支援費制度は、急激に増加した利用者
に対し財源保障がなされていないこと、旧来の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法とい
った個別法に依拠していたことなどの課題を抱えて、制度開始早々から制度改革が検討さ
れ、その結果、平成18年4月、障害者自立支援法が施行されました。

障害者自立支援法には次の5つのねらいがあります。

- ①障害者の福祉サービスを一元化
- ②利用者本位のサービス体系に再編
- ③安定的な財源の確保
- ④障害者がもっと働ける社会の実現
- ⑤支給決定の透明化、明確化

なお、障害者自立支援法第88条により、市町村は「市町村障害福祉計画」を定めるも
のとされ、計画には、障害福祉サービス等の必要な見込量、見込量を確保するための方策
を盛り込むと規定されました。

障害者自立支援法により、障害福祉サービスの利用について1割の負担が導入されたこ
とは、障害当事者の反発を招き、施行後ほどなくして利用者負担が軽減され、以後改正が

繰り返されました。また、財源確保のため国庫負担基準額を設けたため、重度障害者に必要な介助量が支給されないという事態も招きました。

障害者自立支援法施行による生活への影響は大きく、全国各地で違憲訴訟が起こされました。違憲訴訟は、平成２２年１月、厚生労働省との基本合意文書を締結して終結しました。基本合意書では、障害者自立支援法の廃止と新法の制定が約束されました。

これを受けて、平成２２年１２月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法も、①障害の範囲の見直し ②利用者負担の見直し ③相談支援の充実 ④障害児支援の強化などに対応した改正がなされました。

（３）障がい者制度改革推進会議での議論と「障害者総合支援法」

平成２１年１２月、障害者自立支援法への当事者からの異議申し立ての結果として新たな制度検討が求められたことと、「障害のある人の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准を目的とする国内法の整備の必要から「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。その下に「障がい者制度改革推進会議」が設けられ、さらに障害者自立支援法後の新たな法の検討を目的に、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設置されました。

平成２３年８月、障害者総合福祉法（仮称）の骨格提言を総合福祉部会がまとめました。

これを受けて、平成２４年６月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改称され、平成２５年４月（一部平成２６年４月）に施行されました。

法律名改称に伴う改正の概要は、次のとおりです。

- ①平成２３年８月に施行された改正障害者基本法の目的や基本原則を新法の基本理念として規定した。
- ②制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を加え、障害福祉サービス等の対象とした。
- ③障害程度区分を障害支援区分に改め、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとした。
- ④障害者に対する支援として、重度訪問介護の対象拡大（重度の知的障害者・精神障害者も含む）、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加を行う。

（４）障害者虐待防止法

平成２３年６月、議員立法による「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立、平成２４年１０月に施行されました。法では、障害者虐待を①養護者による虐待、②障害者福祉施設従事者等による虐待、③使用者による虐待と定義して、市町村、都道府県などの責務を規定しています。養護者による虐待では、通報を受けた市町村は、立入調査等で事実確認をし、必要に応じて被虐待者の一時保護等も行うこととされました。施設従事者等による虐待に対しては都道府県が、使用

者による虐待に対しては都道府県労働局が指導することとされました。また、虐待対応の窓口として、市町村の部局又は施設において「障害者虐待防止センター」、都道府県の部局又は施設において「障害者権利擁護センター」の機能を果たすようにすると規定されました。

(5) 障害者優先調達推進法

平成25年4月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行されました。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者の自立に資することを目的とするものです。

(6) 障害者雇用促進法の改正

平成25年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成28年4月に施行されました。主な改正点は、次のとおりです。

- ①雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。
 - ②事業主に、障害者が働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務づける。
 - ③法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。
- さらに、平成30年4月から、法定雇用率の引き上げ等が行われます。

(7) 障害者差別解消法

平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月に施行されました。この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

(8) 障害者権利条約の批准

平成18年12月、国連において「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択されました。国は、条約批准に向けた国内法の整備として、障害者基本法の改正、障害者自立支援法の改正と障害者総合支援法の施行、障害者雇用促進法の改正、障害者差別解消法の制定等を行い、平成26年1月、条約を批准、2月に発効しました。

障害者権利条約は、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、今後条約に基づいた取組が国内外で進められます。

(9) 障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直し

障害者総合支援法の附則において、同法の施行から3年後を目途として、検討を加え所要の措置を講ずるものとされました。見直しによる改正法は平成30年4月に施行され、主な改正点は次のとおりです。

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ⑤居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス（居宅訪問型児童発達支援）の創設
- ⑥保育所等訪問支援の支援対象の拡大

(10) 地域包括ケア強化法と共生型サービスの創設

地域共生社会の実現に向けて、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を目指して、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（地域包括ケア強化法）が平成30年4月に施行されます。

これにより、高齢者と障害児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられます。対象サービスとして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等が想定されています。

2 障害者基本計画

(1) 障害者基本計画（第4次）の策定

国は現在、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第4次）」の策定作業を進めています。平成30年度から34年度までの5年間の計画期間中に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めるものです。

(2) 障害者基本計画（第4次）の概要

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の基本原則（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する。

①各分野に共通する横断的視点

- ・障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ・PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

②施行の円滑な推進

- ・連携・協力の確保
- ・理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

3 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定

(1) 国の基本的な指針

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定は、国の基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に即することとされ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に係る指針が平成29年3月に告示されました。見直しのポイントは以下のとおりです。

①地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを明確にする。

③就労定着に向けた支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行うサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに対応した切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

⑤「地域共生社会」の実現に向けた取組

高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互にまたは一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

⑥発達障害者支援の一層の充実

地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。

(2) 障害（児）福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方

東京都は、東京都障害者施策推進協議会において、「東京都障害者計画・第5期東京都障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に向けて（提言）」を示しました。

＜東京都の障害（児）福祉計画の基本理念＞

東京都は、「障害者権利条約」や「障害者基本法」、「障害者総合支援法」の基本理念を踏まえて、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという、「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でないと等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現

基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

